

改正案	現行
<p>(子金融機関等の範囲) 第八条の二 (略)</p> <p>2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十三条第五項に規定する特例業務届出者</p> <p>三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。)</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(子金融機関等の範囲) 第八条の二 (略)</p> <p>2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>イ・ロ (略)</p>